

第1章 建築物の耐震改修計画の概要

1. 計画策定の目的
2. 耐震改修促進法改正の概要
3. 計画の位置付け
4. 計画期間及び対象建築物
5. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

第1章 建築物の耐震改修計画の概要

1. 計画策定の目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434名の尊い命が奪われ、このうち4,831名が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「法」という。）が制定された。

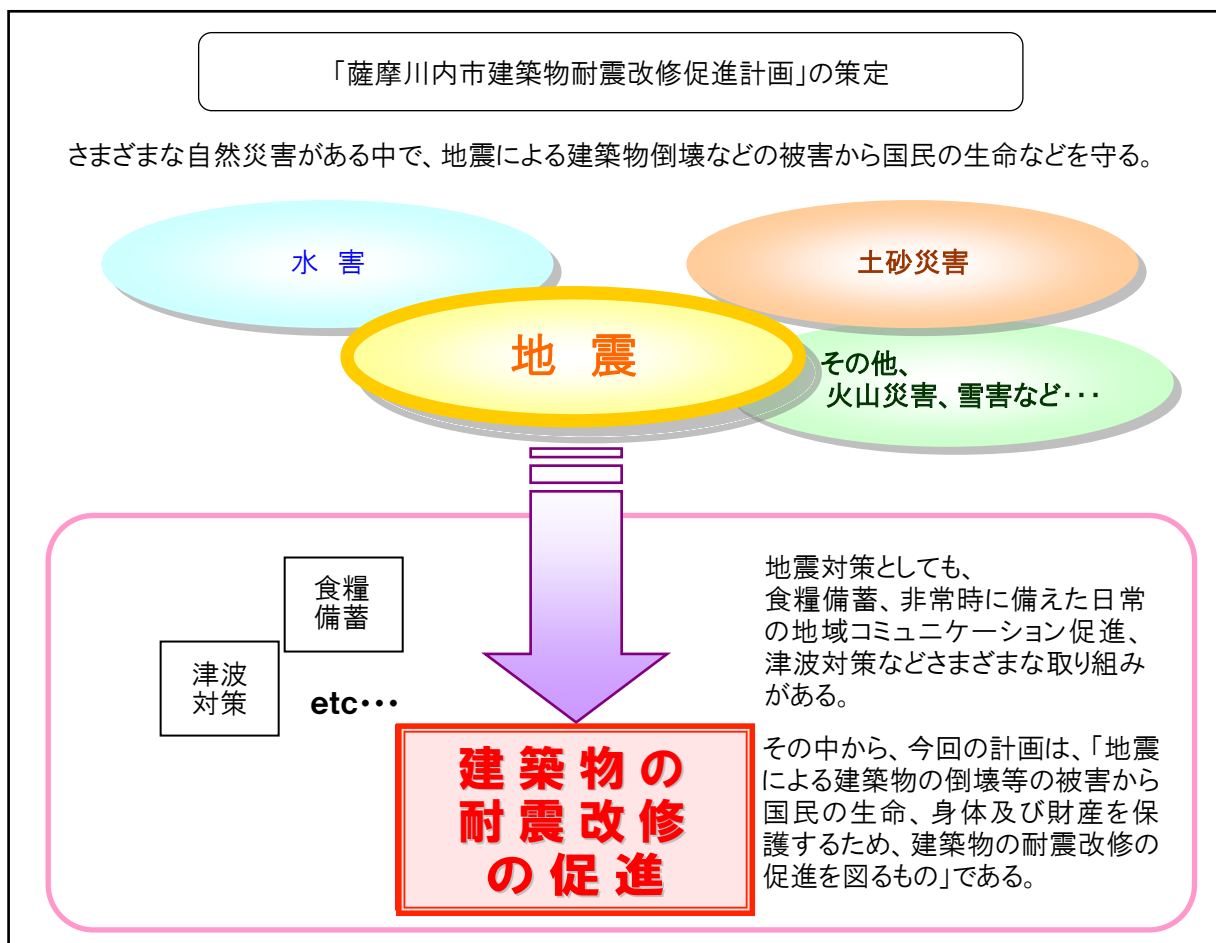
また、近年では平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震など大規模地震が発生しており、特に東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。我が国においては、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況である。本市においても、平成9年3月、5月には薩摩地方を震源とする震度5強及び震度6弱の地震が発生し、地震対策の重要性が改めて認識されたところである。

このような背景の下、平成18年の法改正で建築物の所有者等に対する耐震化の努力義務や指導等の拡充が行われ、さらに、平成25年の法改正では、一定規模以上の多数の者が利用する建築物等の耐震診断の義務付け等の措置が講じられた。また、法の改正等に伴い、国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）が平成28年3月に改正され、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年までに95%、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消する等の目標が定められた。

鹿児島県では、法第5条第1項の規定に基づく「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」（以下、「県促進計画」という。）を平成19年7月に策定し、耐震改修等の実施に関する具体的な目標、耐震改修の促進を図るための施策等を定めた。さらに、平成25年の法改正やそれに伴う国の基本方針の改正、その後に発生した熊本地震を踏まえて、平成29年に県促進計画の改定が行われた。

本市においても、耐震化の現状を把握するとともに、いつ発生するかわからない大規模な地震に対し、住宅や建築物の耐震化をこれまで以上の迅速さで促進し、市民の生命や財産を守るため、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策等を示した「薩摩川内市建築物耐震改修促進計画」（以下、「本計画」という。）を平成20年3月に策定し、更に、国の基本方針の改正、その後の県促進計画の改定を踏まえ、本計画を改定するものである。

図 1 - 1 本計画で策定する目的



2. 耐震改修促進法改正の概要

改正の概要は下図に示すとおりであり、「計画的な耐震化の推進」「建築物に対する指導等の強化」「支援措置の拡充」がポイントとしてあげられる。



南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視。

南海トラフの巨大地震の被害想定（H24.8 内閣府）
建築物被害約94万～240万棟、死者数約3～32万人

建築物の耐震化を加速するため、施策の強化は喫緊の課題

平成25年11月 耐震改修促進法の改正

耐震診断の義務化・診断結果の公表

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等
- 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- 県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

- 耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例措置創設
- 耐震性に係る表示制度の創設
- 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（区分所有法の特例）

支援措置の拡充

- 住宅の改修・建替え等に対する緊急支援
- 耐震診断の義務付け対象建築物に対する重点的・緊急的支援

効
果

◆住宅・建築物の耐震化を強力に促進

法律の改正に伴う国の基本方針の見直し

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標
平成32年までに少なくとも95%、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消
- 法改正の施行後、できるだけ速やかな都道府県耐震改修促進計画の改定等

●建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律

大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付け、耐震改修計画の認定基準の緩和等の所要の措置を講ずる。

背景

- ◆ 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割(平成17年:75%)にする目標(「地震防災戦略」(中央防災会議決定(H17)))の達成には、耐震化を一層促進することが必要。(現行の耐震基準は昭和56年6月に導入)
- ◆ 南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視。(南海トラフの巨大地震の被害想定(H24.8内閣府):建物被害約94~240万棟、死者数約3~32万人)

建築物の耐震化を加速するため、施策の強化は喫緊の課題

改正の概要

■ 建築物の耐震化の促進のための規制強化

耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち**大規模なもの**等

平成27年末まで



地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の**避難路沿道建築物**

地方公共団体が指定する期限まで



都道府県が指定する庁舎、避難所等の**防災拠点建築物**



(※)東日本大震災後のA市仮設の損傷状況

(改正前制度)

耐震診断結果に基づく耐震改修の促進

耐震改修の指示(従わない場合にはその旨の公表)



倒壊等の危険性が高い場合

建築基準法による改修命令等

全ての建築物の耐震化の促進

○マンションを含む住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設。

■ 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

【新たに認定対象となる増築工事の例】

耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

○新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率、建ぺい率の特例措置の創設。

新たに補強

増築された部分



改修前のバルコニー幅

耐震性に係る表示制度の創設

○耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設。

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

○耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和。(区分所有法の特例:3/4→1/2)

(参考)支援措置の拡充

○住宅の改修・建替え等に対する緊急支援【平成24年度補正予算】

通常の支援(国11.5%等、地方11.5%等)に加え、30万円/戸を追加支援(国15万円/戸、地方15万円/戸)

○耐震診断の義務付け対象建築物に対する重点的・緊急的支援【平成25年度予算案】

耐震診断:国[通常]1/3 ⇒ [緊急支援]1/2 耐震改修:国[通常]11.5%, 1/3 ⇒ [緊急支援]1/3, 2/5

(通常の社会資本整備交付金による国費分を含む助成率。上記の他、社会資本整備総合交付金等を利用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援)

○耐震改修促進税制(住宅)の拡充【平成25年度税制改正】

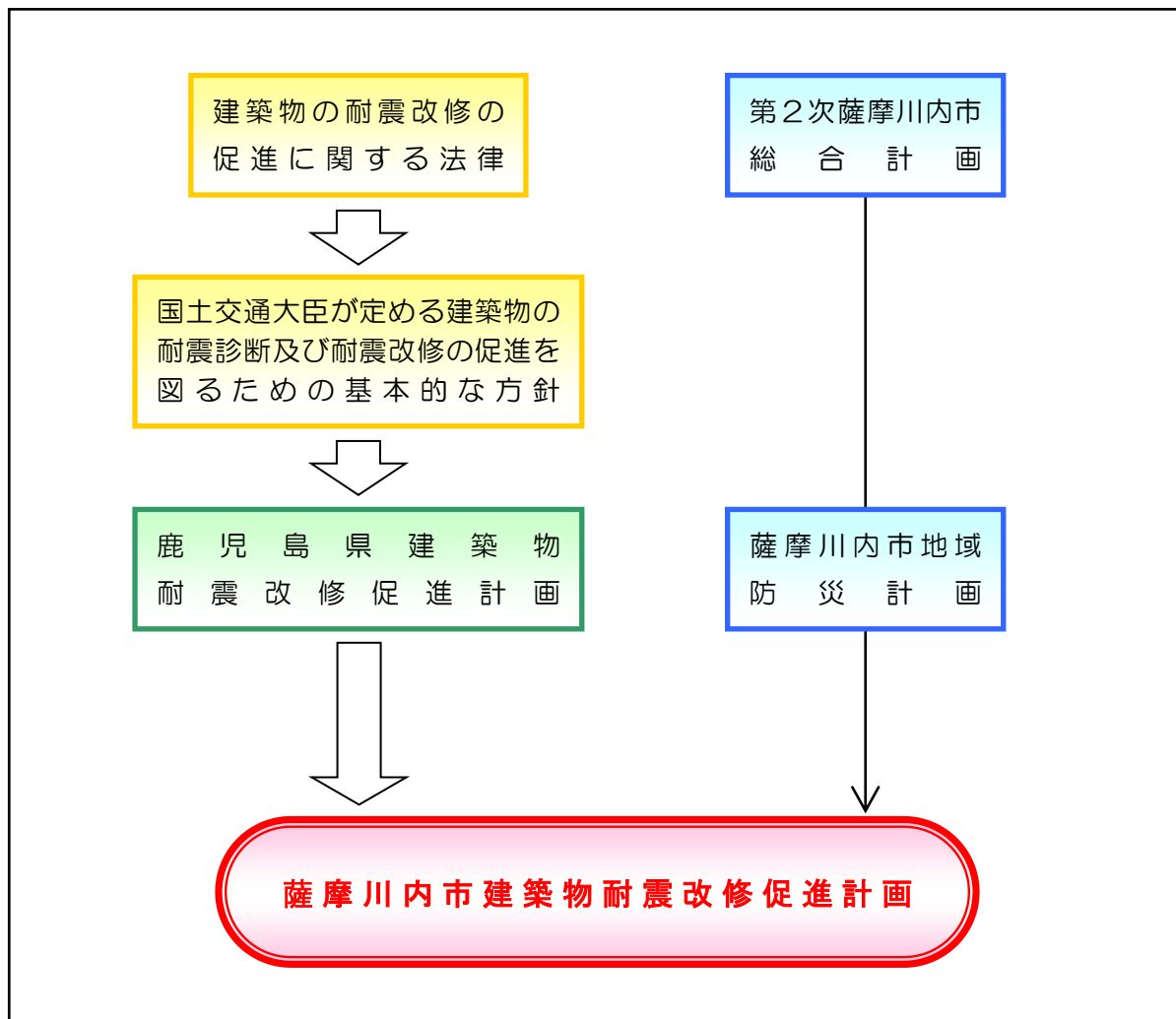
住宅・建築物の耐震化を強力に促進

出典：国土交通省ホームページ

3. 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条並びに国の基本方針に基づき策定する。また、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」を勘案しつつ、「第2次薩摩川内市総合計画」及び「薩摩川内市地域防災計画」を上位計画として整合性を図る。

図1-2 薩摩川内市建築物耐震改修促進計画の位置付け



4. 計画期間及び対象建築物

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、基本方針や県促進計画に基づき、平成37年度までとする。

なお、計画の達成のため、計画期間中における進捗状況の確認及び計画内容の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

(2) 対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とする。

(3) 耐震診断・耐震改修等の目標設定を行う建築物

本計画において、耐震診断・耐震改修等の目標設定を行う対象建築物は、1981年（昭和56年6月）に大改正された建築基準法の「新耐震基準※」と呼ばれる耐震基準の適用を受けない下記に定めるものとする。

- ① 住宅・・・戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅
- ② 要緊急安全確認大規模建築物・・・法附則第3条第1項に示される建築物で、特定既存耐震不適格建築物のうち、政令で定める規模以上のもの（12頁表1-1、13頁表1-2）
- ③ 要安全確認計画記載建築物・・・法第7条により耐震診断を義務付ける建築物。これは、法第5条第3項第1号の規定による、次の1）、2）に掲げる既存耐震不適格建築物のうち、対象建築物として県促進計画に示された建築物。
 - 1) 災害時に災害対策の拠点となる庁舎
 - 2) 地域防災計画に定められた避難所又は避難場所で延べ面積が1,000㎡以上の建築物
- ④ 特定既存耐震不適格建築物・・・法第14条に示される建築物で1)～3)に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物
 - 1) 多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（法第14条第1号）（12頁表1-1）
 - 2) 一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）（13頁表1-2）
 - 3) 県又は市町村の耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する通行障害建築物（以下「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物」という。）（法第14条第3号）（14頁図1-3）
- ⑤ 市有建築物
 - 1) 多数の者が利用する建築物
 - 2) 上記以外の建築物

※建築基準法の1981年（昭和56年6月）に大改正された内容

地震による設計基準が見直され、木造建築物においては、地震に対する必要な強度が2階建で約1.4倍、3階建で約1.6倍に強化された。この基準による建築物は、阪神・淡路大震災やその後の大地震においても被害が少ない。

5. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

前述の、本計画の対象建築物となる特定既存耐震不適格建築物のうち、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物における、通行を確保すべき道路とは、次のとおりである。
(19頁 図1-5)

ア. 県指定の緊急輸送道路（法第5条第3項第3号）〈県促進計画に記載〉

【1次緊急輸送道路】

地域間相互の連帯等、初動体制の確保に対応する路線で、県庁、県出先機関、地方生活圏中心都市の役場、空港、港湾と接続する道路。

【2次緊急輸送道路】

飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線で、国土交通省、公団等の出先機関、市町村役場、漁港、ヘリポート適地、自衛隊基地、消防署・消防本部、警察署、総合病院等と接続する道路。

イ. 本市指定の緊急輸送道路（法第6条第3項第2号）〈本計画に記載〉

法第6条第3項第2号の規定に基づき、市が定める緊急輸送道路は、本市地域防災計画による避難場所や防災拠点等を連絡し、物資等を輸送する道路とする。この緊急輸送道路は、県指定の緊急輸送道路を骨格として、本市全体の主な避難場所をネットワークする道路で、特に中心部では避難場所に2方向からのアクセスを確保することとする。このような道路の設定における考え方について、15頁に模式図（図1-4）を示す。

表 1-1 多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものの要件（法第 14 条第 1 号、附則第 3 条）

法	政令 第 6 条第 2 項	用 途		特定既存耐震不適格 建築物の規模要件 （法第 14 条）	要緊急安全確認 大規模建築物 の規模要件 （法附則第 3 条）	
第 14 条第 1 号	第 1 号	幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上	
	第 2 号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 （屋内運動場の面積を含む）	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 （屋内運動場の面積を含む）	
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設					
	第 3 号	学校	第 2 号以外の学校		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
		病院、診療所				
		劇場、観覧場、映画館、演芸場				
		集会場、公会堂				
		展示場				
		卸売市場				
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗				
		ホテル、旅館				
		賃貸住宅 ※（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿				
		事務所				
		博物館、美術館、図書館				
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの						
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
第 4 号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上		

※ 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置付ける。

表1-2 一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件

(法第14条第2号、附則第3条)

法	政令第7条	危険物の種類		特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (法第14条)	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件 (法附則第3条)
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬、火薬を使用した火工品	10トン	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
			爆薬、爆薬を使用した火工品	5トン	
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個	
			銃用雷管	500万個	
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個	
			導爆線又は導火線	500キロメートル	
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン	
	第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量		
	第3号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン		
	第4号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル		
	第5号	マッチ	300 マッチトン ※		
第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル			
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル			
第8号	液化ガス	2,000トン			
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る)	20トン			
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	200トン			

※ マッチトンはマッチの計量単位。

1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7200個、約120kg。

図1-3 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物（法第14条第3号）

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物は、「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物とする。

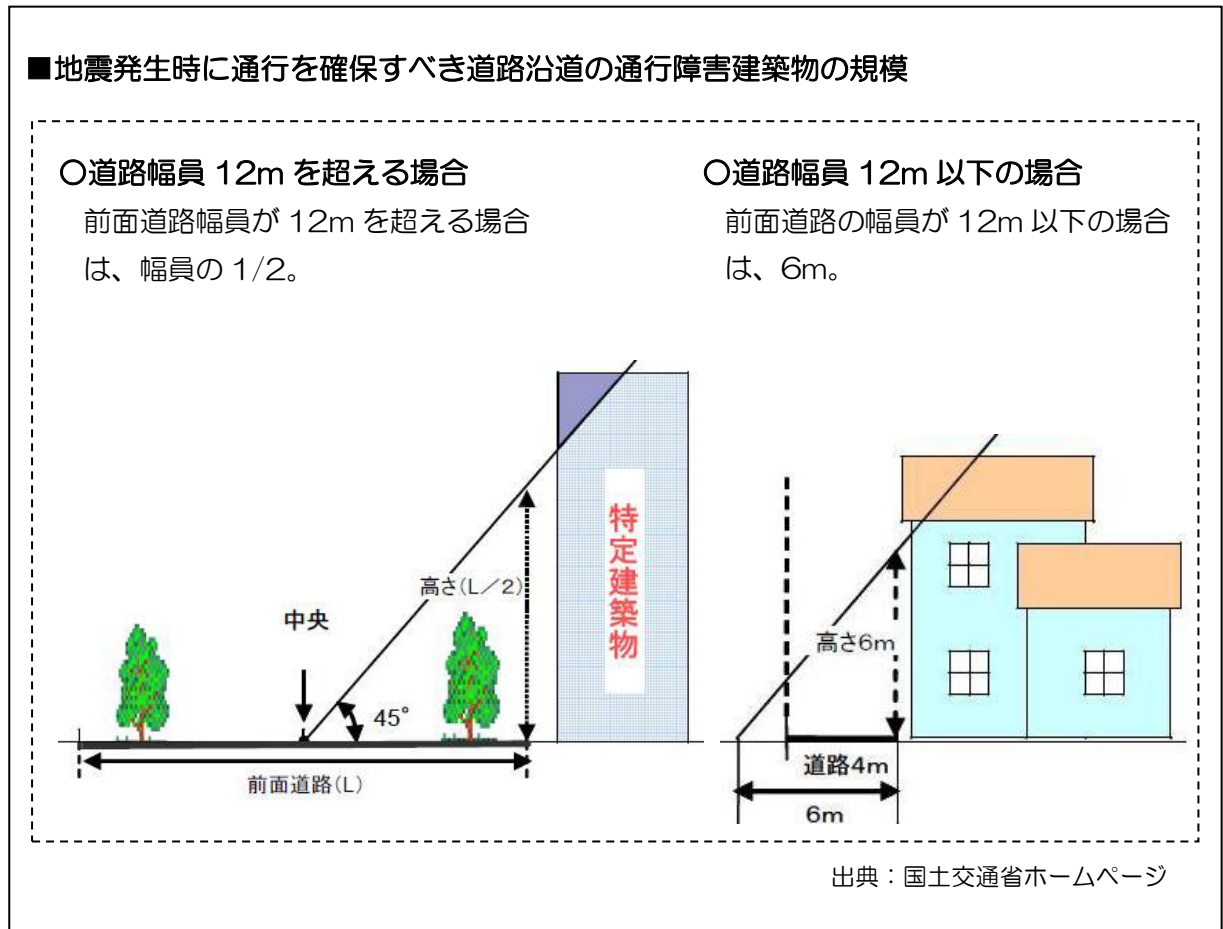
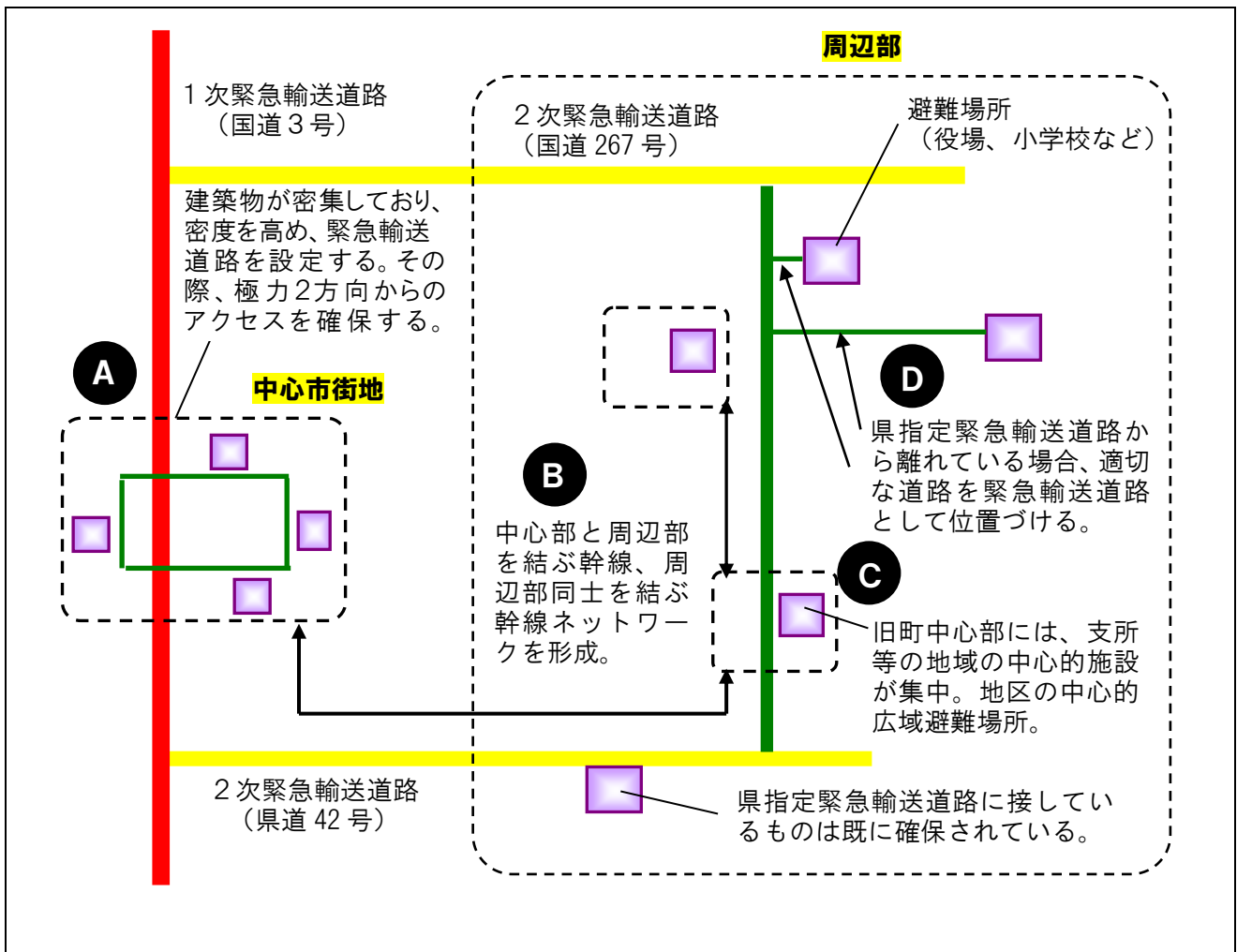
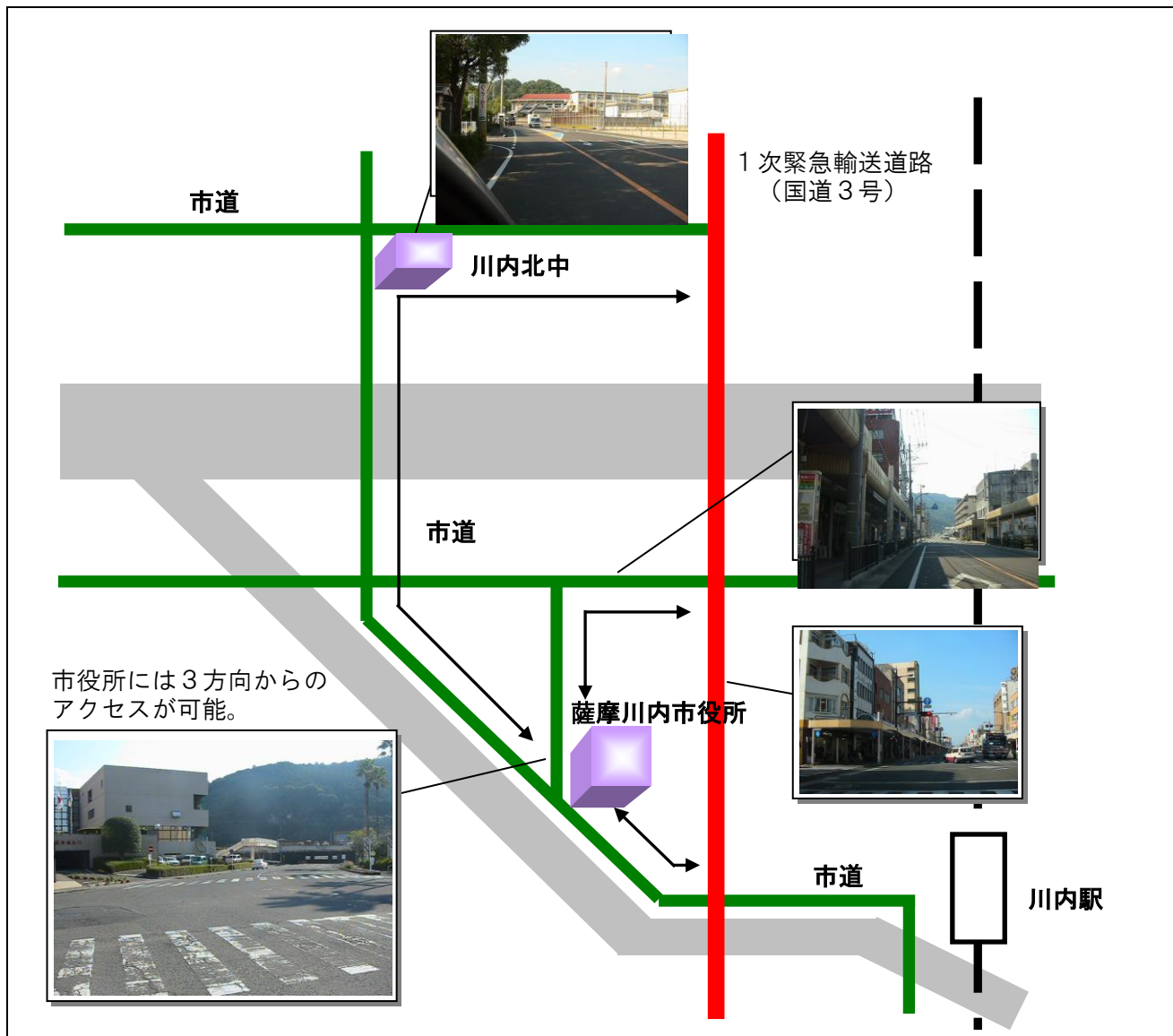


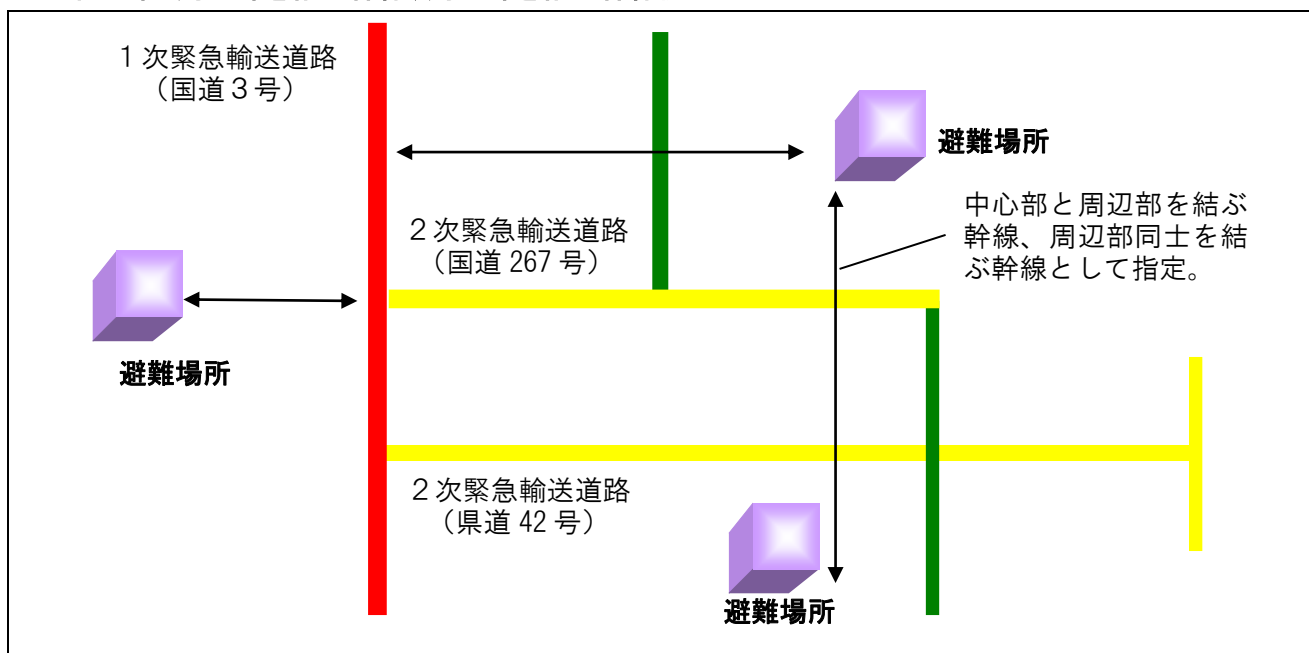
図 1 - 4 本市における緊急輸送道路設定（模式図）



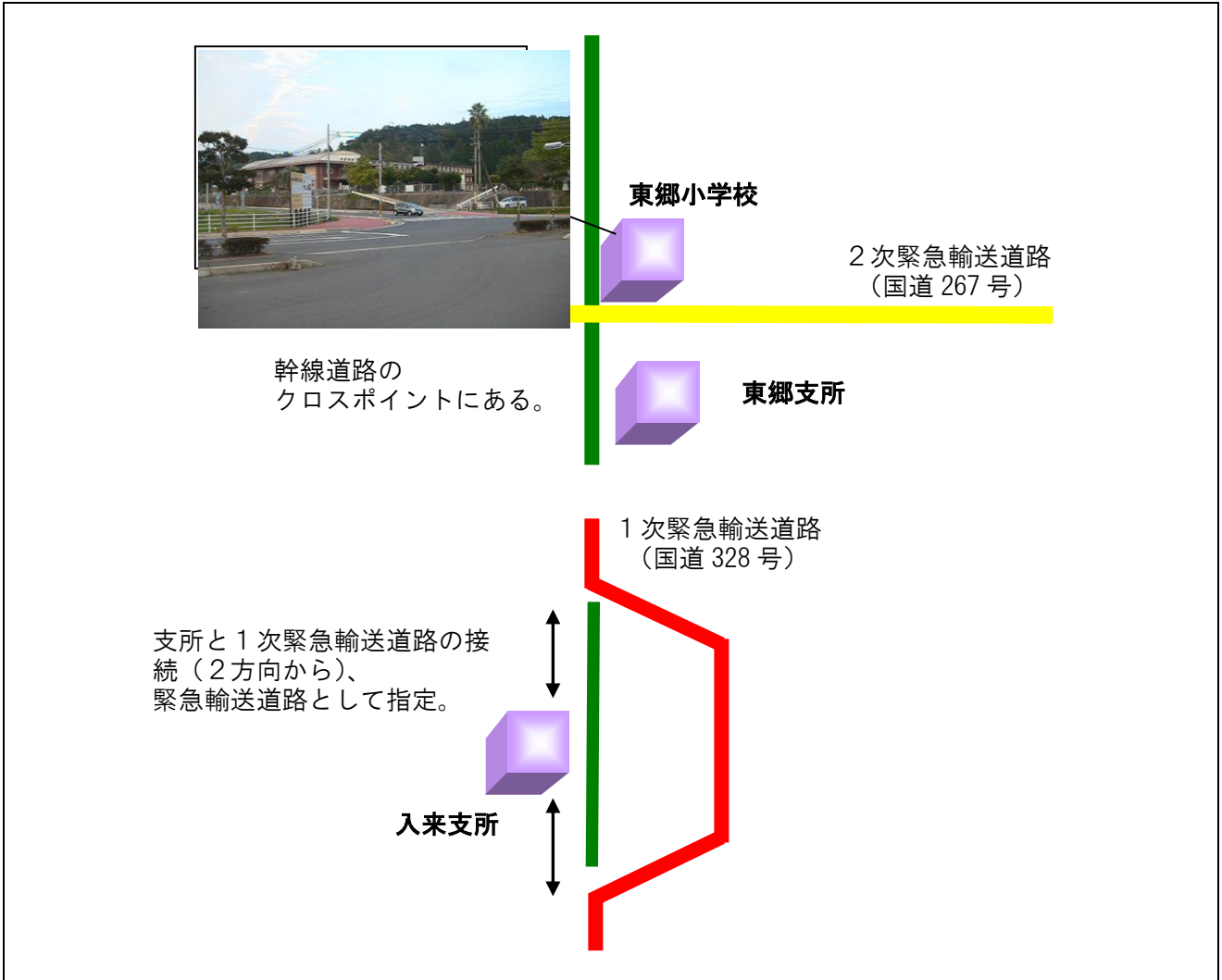
A. 中心市街地例



B. 中心部と周辺部を結ぶ幹線、周辺部を結ぶ幹線例



C. 旧町の中心部例



D. 県指定の緊急輸送道路から離れている例

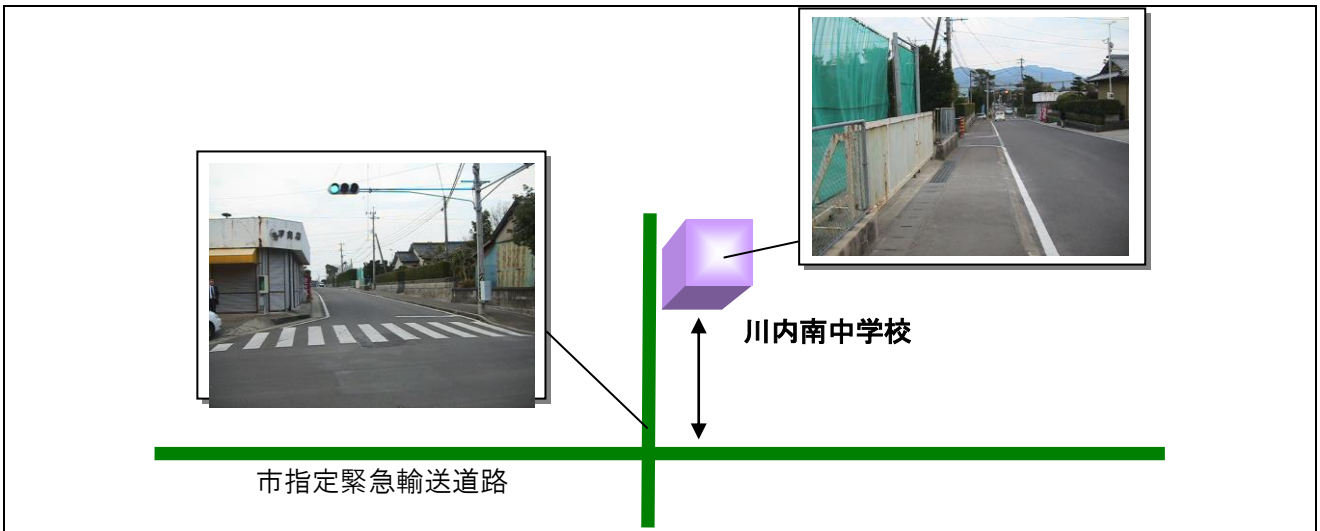
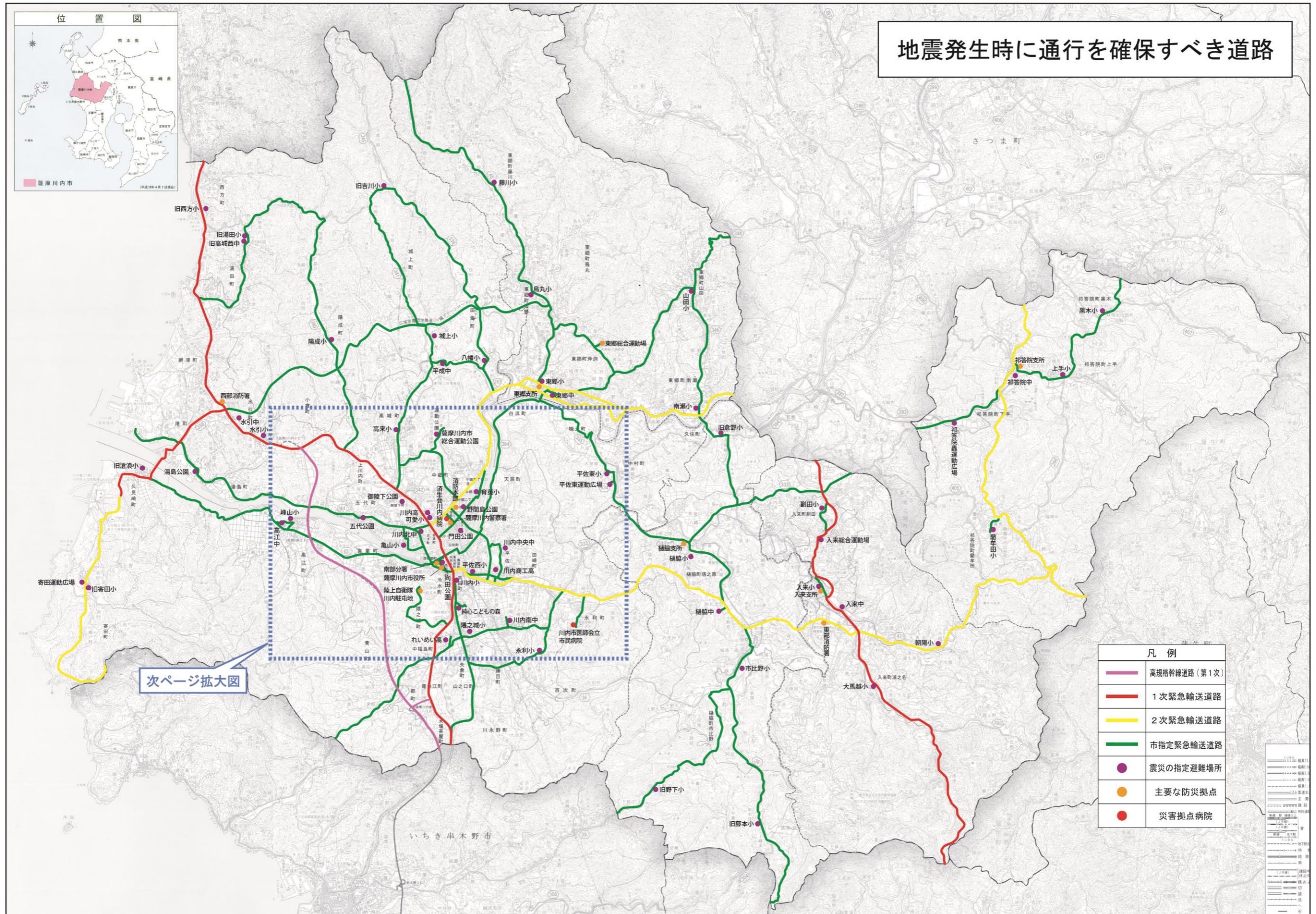


図1-5 地震発生時に通行を確保すべき道路

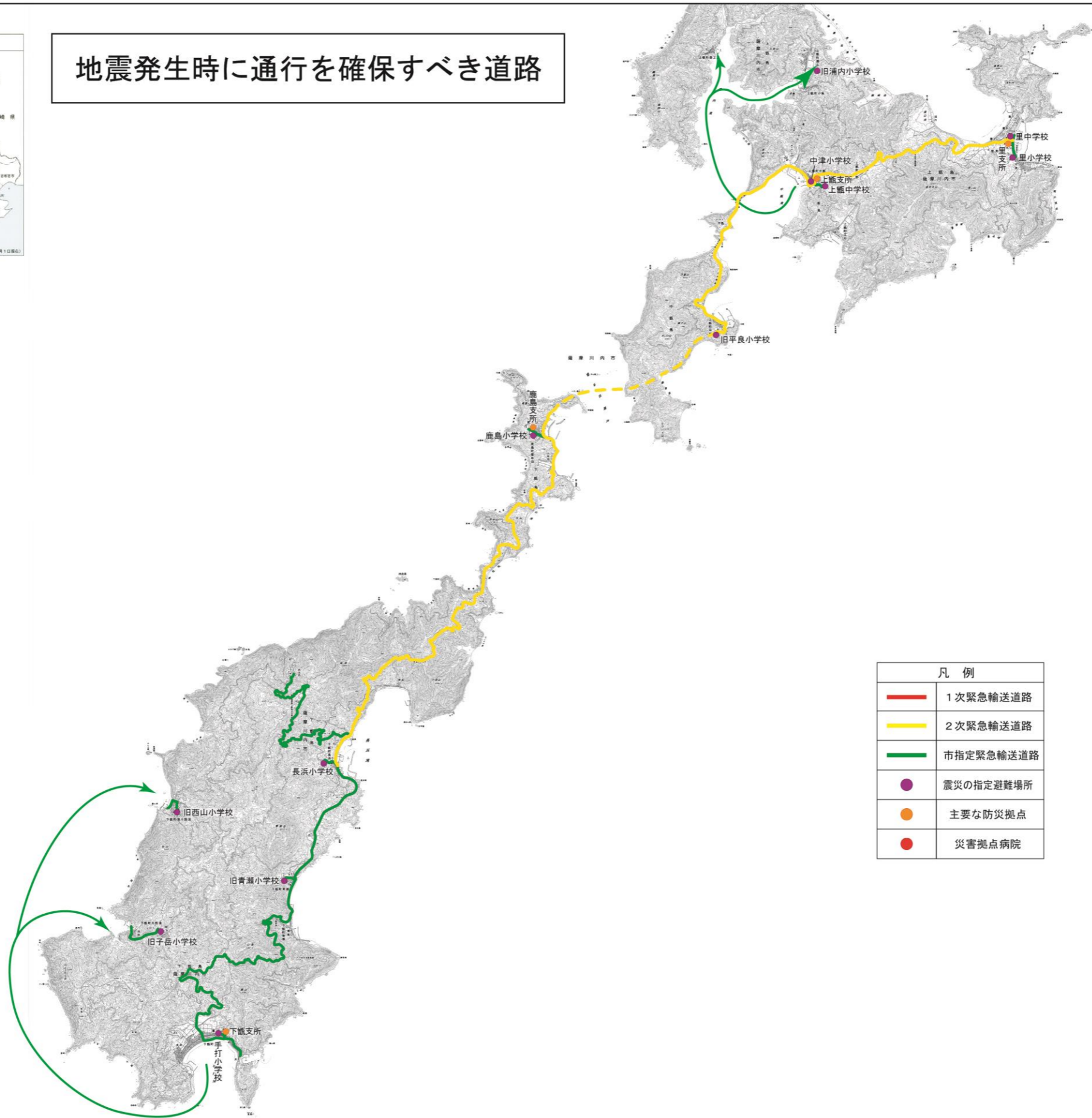




凡例	
	高規格幹線道路(第1次)
	1次緊急輸送道路
	2次緊急輸送道路
	市指定緊急輸送道路
	震災の指定避難場所
	主要な防災拠点
	災害拠点病院



地震発生時に通行を確保すべき道路



凡例	
	1次緊急輸送道路
	2次緊急輸送道路
	市指定緊急輸送道路
	震災の指定避難場所
	主要な防災拠点
	災害拠点病院

第2章 建築物の耐震化の現状

1. 住 宅
2. 要緊急安全確認大規模建築物
3. 要安全確認計画記載建築物
4. 特定既存耐震不適格建築物

第2章 建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法で定められており、逐次法令は改正されてきたが、特に耐震規定については、昭和56年6月に大きく改正されている。これは、昭和53年の宮城県沖地震後の抜本見直しを受けて、大きく耐震性の向上が図られたものである。

この基準によって建築された建築物（以下、「新耐震建築物」という。）は、阪神・淡路大震災等、その後の大きな地震でもおおむね耐震性を有するとされている。

一方、この改正前に建築された建築物（以下、「旧耐震建築物」という。）は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多い。

そこで、本市における住宅、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物、特定既存耐震不適格建築物の現況を以下に整理する。

1. 住宅

本市における平成27年の住宅の耐震化率は77.3%と推計される。平成19年度（前回策定時）において、住宅の耐震化率は62.0%であり、これを平成27年度までに90%にすることとして取り組んできたが、目標達成には至っていない。

しかしながら、平成25年の住宅・土地統計調査に基づく推計によると、鹿児島県全体の住宅の耐震化率は約75%と推計されており、県平均と比較して本市の住宅の耐震化率は高い状況にある。

内訳としては、木造住宅の耐震化率は74.4%、非木造住宅の耐震化率は86.9%と推計される。

表2-1 住宅の耐震化の現状

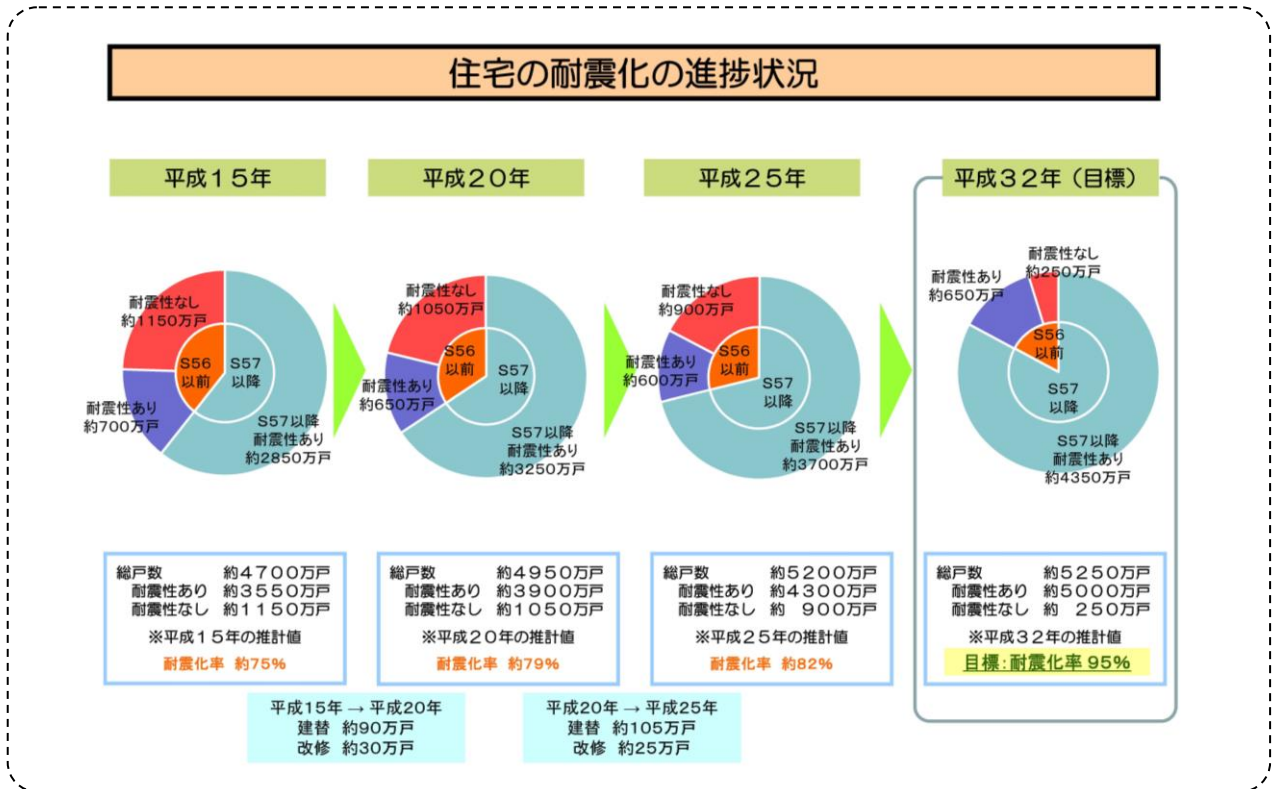
（単位：戸）

分類	全体 a (b+c)	新耐震建築物 b	旧耐震建築物 c		耐震性のある住宅 e (b+d)	耐震化率 f (e/a)
				耐震性あり d※1		
木造	35,519	20,350	15,169	6,068	26,418	74.4%
非木造	10,949	8,552	2,397	959	9,511	86.9%
計	46,468	28,902	17,566	7,027	35,929	77.3%

出典：薩摩川内市固定資産課税台帳資料（平成28年1月現在）

注：共同住宅等を含む

※1：旧耐震建築物のうち「耐震性あり」の数値は、国が算出した推計値（平成25年時点における昭和56年以前に建築された住宅のうち40%は耐震性を有する）を用いている。（出典：国土交通省ホームページ「住宅・建築物の耐震化の状況について」）



2. 要緊急安全確認大規模建築物

平成25年の法改正により、要緊急安全確認大規模建築物（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定める旧耐震建築物）の所有者は、当該建築物の耐震診断を行い、その結果を平成27年12月末までに所管行政庁（鹿児島県）に報告することが義務付けられた。なお、報告された結果は平成29年7月から、県のホームページにおいて公表されている。

本市における法附則第3条第1項に規定する、要緊急安全確認大規模建築物は2棟である。2棟とも旧耐震建築物であるが、うち1棟はすでに耐震改修工事が完了しており、耐震性がある。残りの1棟については耐震性がなく、この建築物については、国、県、市の補助事業を活用し、平成28年度より耐震改修工事に着手し、平成30年12月末の工事完了を予定している。

表2-2 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

分類	全体 a (b+c)	新耐震建築物 b	旧耐震建築物 c		耐震性のある建築物 e (b+d)	耐震化率 f (e/a)
				耐震性あり d		
要緊急安全確認大規模建築物	2	0	2	1	1	50%

3. 要安全確認計画記載建築物

平成25年の法改正により、要安全確認計画記載建築物の所有者は、法第7条により当該建築物の耐震診断を行い、その結果を所管行政庁（鹿児島県）に報告することが義務付けられている。県促進計画において、耐震診断結果の報告期限は、平成32年3月31日と定められている。

要安全確認計画記載建築物は、法第5条第3項第1号の規定による、次の1）、2）に掲げる既存耐震不適格建築物のうち、対象建築物が県促進計画に示されている。

1）災害時に災害対策の拠点となる庁舎

2）地域防災計画に定められた避難所又は避難場所で延べ面積が1,000㎡以上の建築物

本市における要安全確認計画記載建築物は3棟であり、耐震化率は0%である。

表2-3 要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

分類	全体 a (b+c)	新耐震建築物 b	旧耐震建築物 c		耐震性のある建築物 e (b+d)	耐震化率 f (e/a)
			耐震性あり d			
要安全確認計画 記載建築物	3	0	3	0	0	0%

出典：薩摩川内市調査

4. 特定既存耐震不適格建築物

(1) 多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（法第14条第1号）

本市における法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物の耐震化率は81.5%である。

また、平成19年度（前回策定時）において、多数の者が利用する建築物の耐震化率は73.3%であり、これを平成27年度までに90%にすることとして取り組んできたが、目標達成には至っていない。

表2-4 多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものの耐震化の現状 (単位：棟)

分類	全体 a (b+c)	新耐震建築物 b	旧耐震建築物 c		耐震性のある建築物 e (b+d)	耐震化率 f (e/a)
			耐震性あり d			
公共建築物	108	27	81	76	103	95.4%
うち市有建築物	(65)	(3)	(62)	(58)	(61)	(93.8%)
うち要緊急安全確認 大規模建築物 ^{※1}	(1)	(0)	(1)	(1)	(1)	(100%)
うち要安全確認計画 記載建築物 ^{※2}	(3)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0%)
民間建築物	81	29	52	22	51	63.0%
うち要緊急安全確認 大規模建築物	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0%)
合計	189	56	133	98	154	81.5%

※1 市役所本庁舎

※2 樋脇支所庁舎、樋脇総合運動場体育館、東郷総合運動場体育館

出典：薩摩川内市調査

(2) 一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）

本市における法第14条第2号に規定する一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化率は69.2%である。

また、平成19年度（前回策定時）において、一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化率は23.5%であり、これを平成27年度までに90%にすることとして取り組んできたが、目標達成には至っていない。

表2-5 一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

	全体 a (b+c)	新耐震建築物 b	旧耐震建築物 c	耐震化率 d (b/a)
危険物貯蔵・処理施設	52	36	16	69.2%

出典：薩摩川内市調査

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物（法第14条第3号）

本市における法第14条第3号に規定する地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物の耐震化率は60.0%と推計される。

また、平成19年度（前回策定時）において、通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化率は55.1%であり、これを平成27年度までに90%にすることとして取り組んできたが、目標達成には至っていない。

表2-6 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物の現状 (単位：棟)

	全体 a (b+c+d)	新耐震建築物 b	旧耐震建築物 c	耐震性不明 d	耐震化率 e (b/a)
県が指定する 緊急輸送道路沿道	57	25	24	8	43.9%
市が指定する 緊急輸送道路沿道	360	225	135	0	62.5%
計	417	250	159	8	60.0%

出典：薩摩川内市調査